

○島根県情報公開条例

平成12年12月26日

島根県条例第52号

改正 平成13年7月23日条例第33号
平成15年3月11日条例第5号
平成16年12月24日条例第71号
平成17年3月25日条例第2号
平成18年12月26日条例第65号
平成19年3月13日条例第10号
平成19年7月13日条例第44号
平成23年3月11日条例第3号
平成23年3月11日条例第4号
平成24年3月27日条例第1号
平成27年3月13日条例第2号
平成28年3月25日条例第3号
平成29年7月14日条例第23号
平成31年3月8日条例第2号
令和4年12月23日条例第40号

島根県情報公開条例をここに公布する。

島根県情報公開条例

島根県情報公開条例（平成6年島根県条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第18条）

第3章 審査請求等（第19条—第31条）

第4章 総合的な情報公開の推進（第32条—第36条）

第5章 雑則（第36条の2—第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等（島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）
- (3) 図書館、美術館その他の県又は県が設立した地方独立行政法人の施設又は機関において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（前号に掲げるものを除く。）

（平16条例71・平18条例65・平19条例10・平23条例3・平24条例1・一部改正）

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（平23条例4・一部改正）

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

（公開請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

（平23条例4・一部改正）

（公開請求の方法）

第6条 前条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は法人その他の団体の名称及びその代表者の氏名
- (2) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (3) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（平23条例4・一部改正）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

（4） 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（5） 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

（6） 県等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（7） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

（平15条例5・平17条例2・平19条例10・平19条例44・平24条例1・平27条例2・平29条例23・令4条例40・一部改正）

（部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場

合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開の請求に対する措置）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により、公文書の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

（平17条例2・一部改正）

（公開決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、直ちに書面により延長後の期間及び理由を公開請求者に通知しなければならない。

（令4条例40・一部改正）

（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について公開決定等をする期限

（令4条例40・一部改正）

（事案の移送）

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を

しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、当該公文書を公開しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に協力しなければならない。

（平17条例2・一部改正）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 公開請求に係る公文書に県及び公開請求者以外のもの（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第16条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し当該公文書を公開しなければならない。

- 2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により、原則として実施機関が指定する日時及び場所において行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、当該公文書の保存に支障があると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

（平17条例2・平23条例3・一部改正）

（他の法令等による公開の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令又は他の条例（以下この条において「他の法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第18条 この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求等

（平28条例3・改称）

(県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求)

第19条 県が設立した地方独立行政法人若しくは公社がした公開決定等又は当該地方独立行政法人若しくは公社に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。

(平19条例10・追加、平23条例4・旧第19条の2繰上、平24条例1・平28条例3・一部改正)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)

第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例3・追加)

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく島根県情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年島根県条例第42号)第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 審査請求に対する裁決において、審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平13条例33・平17条例2・平19条例10・平28条例3・令4条例40・一部改正)

(審査請求に対する裁決)

第21条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をするものとする。

2 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平13条例33・平28条例3・一部改正)

第22条から第31条まで 削除

(令4条例40)

第4章 総合的な情報公開の推進

(総合的な情報公開の推進)

第32条 実施機関は、この条例に定める公文書の公開のほか、県民が県政に関する正確でわかりやすい情報を適切に得ることができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供の推進)

第33条 実施機関は、その保有する情報を適時に、かつ、適切な方法により、県民に対し積極的に提供しよう努めるとともに、刊行物その他の行政資料の収集及び適正な管理を行い、広く県民の利用に供するものとする。

(会議の公開)

第34条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

(出資法人の情報の公開)

第35条 県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であって実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する法人について、その性格及び業務内容に応じ、情報の公開について必要な指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報の公開)

第36条 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）

は、この条例の趣旨にのっとりその管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者について、前項に規定する情報の公開に必要な指導に努めるものとする。

(平17条例2・追加)

第5章 雑則

(公社における公文書の管理)

第36条の2 公社は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(平24条例1・追加)

(運用状況の公表)

第37条 知事は、毎年1回この条例の運用状況について公表するものとする。

(平17条例2・旧第37条繰下、平23条例3・旧第38条繰上)

(適用除外)

第38条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(平17条例2・旧第38条繰下、平23条例3・旧第39条繰上)

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例2・旧第39条繰下、平23条例3・旧第40条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中議会に係る部分の規定は平成13年10月1日から、公安委員会及び警察本部長に係る部分の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年規則第60号で平成13年10月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の島根県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりなされている公開請求は、改正後の島根県情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条の規定によりなされた公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により島根県情報公開審査会に対してなされた諮問は、新条例第20条第1項の規定によりなされた諮問とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（附則第1項本文に規定する施行の日に限る。以下「施行日」と

いう。)前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

- 5 旧条例第13条第1項の規定により設置された島根県情報公開審査会及びその委員は、施行日において新条例第22条第1項の規定により設置された島根県情報公開審査会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。この場合において、引き続き島根県情報公開審査会の委員となる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成14年10月2日までとする。

(適用区分)

- 6 新条例の規定は、次に掲げるもの(議会、公安委員会及び警察本部長(次項において「議会等」という。)が管理するものにあつては、第1号及び第3号に該当するものに限る。)について適用する。

(1) 施行日以後に作成され、又は取得された公文書

(2) 平成6年4月1日から施行日の前日までに実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書又は図画のうち、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの

(3) 前号に定めるものを除くほか、施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書又は図画であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもののうち、保存期間が永年と定められているもの

(平23条例3・一部改正)

- 7 前項第2号及び第3号に掲げるもの(議会等が管理しているものを除く。)に係る公開請求にあつては、新条例第7条及び第8条の規定にかかわらず、旧条例第9条及び第10条の規定を適用して公開決定等を行うものとする。

附 則(平成13年条例第33号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の島根県情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第71号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第65号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成19年条例第10号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の島根県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成19年条例第44号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条第2号及び第4章（第13条を除く。）並びに附則第3項及び第5項の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成23年規則第83号で附則第1項ただし書に規定する規定は、平成23年11月1日から施行）

附 則（平成23年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に到達したこの条例による改正前の島根県情報公開条例第19条の規定による公文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に到達した公開申出については、改正後の島根県情報公開条例第6条第1項の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。

附 則（平成24年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県情報公開条例の規定（同条例第2条第1項に規定する公社に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書（同条第2項の公文書をいう。）について適用する。

附 則（平成27年条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県情報公開条例又は島根県公文書等の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に到達した公開請求又は利用請求について適用し、同日前に到達した公開請求又は利用請求については、なお従前の例による。